

情報

新型コロナウイルス感染症に伴う

国民健康保険および後期高齢者医療制度の傷病手当金の支給について

国民健康保険または後期高齢者医療制度の保険加入者が、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われること（発熱などの症状）により、会社などを休み、事業主から十分な給与などが受けられない場合に傷病手当金が支給されます。

対象 次の4つの条件を全て満たす人

- ①給与の支払いを受けている三島市国民健康保険または静岡県後期高齢者医療制度の保険加入者
- ②新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱などの症状があり感染が疑われることにより、療養のため仕事をすることができなくなった人
- ③3日間連続して仕事を休み、4日目以降にも休んだ日があり、4日目が令和2年1月1日から9月30日までの間に属する人
- ④給与などの支払いを受けられないか、一部減額されて支払われている人

対象期間 仕事をすることができなくなった日から起算して3日を経過した日からその仕事をすることができない期間のうち勤務を予定していた日（ただし入院などが継続する場合は最長1年6月）

支給額 直近の継続した3か月間の給与収入の合計額 ÷ 勤務日数 × 2/3 × 日数

※給与などが一部減額されて支払われている場合や、他の医療保険で傷病手当金などを受けることができない場合は、支給額が減額されたり、支給されないことがあります。また、支給額には上限があります。

申・**問**国民健康保険：保険年金課国保係 ☎ 983・2604
後期高齢者医療制度：保険年金課高齢者医療係 ☎ 983・2710

情報

年金記録や年金見込み額を確認 「ねんきんネット」のご案内

ねんきんネットは日本年金機構が提供するサービスで、パソコンやスマートフォンを使いインターネット上で自身の年金情報をいつでもどこでも確認することができます。

確認できる内容

- ▶最新年金記録
- ▶年金記録のれや誤り
- ▶将来の年金見込み額

利用方法

日本年金機構ホームページから利用登録が必要です
※詳細は同ホームページをご覧ください

問ねんきんネット専用ダイヤル

☎ 0570・058・555

問三島年金事務所 ☎ 973・1166

問保険年金課 ☎ 983・2606



▲「ねんきんネット」
はこちらから

情報

国民健康保険被保険者証更新に伴う 受け取り方法変更手続き

国民健康保険加入者に令和2年8月1日に切り替わる国民健康保険証を送付します。

受け取り方法

- ①普通郵便（今までと同じです）：申込み不要
- ②保険年金課国保係窓口：6月30日(火)までに申込み
- ③簡易書留：6月30日(火)までに申し込み

場保険年金課国保係（市役所本館1階）

持印鑑、保険証（手続きは同じ世帯の人に限りです）

注▶窓口での受け取りは7月27日(月)以降です。

▶簡易書留で配達時不在の場合は、不在連絡票が置かれ、再配達依頼または郵便局窓口へ出向くなど、手間を要することがあります。

※1週間以内に受け取れなかった場合は、保険証は保険年金課へ戻り、その後普通郵便で送付します。

▶受け取り方法は同一世帯で同じ方法になります。

申・**問**保険年金課 ☎ 983・2604

情報

手当・助成のお知らせ
子育て関係の手続きをお忘れなく

母子家庭・父子家庭の医療費を助成します

令和元年分の所得税が非課税で、20歳未満の子を扶養している、次の対象のいずれかに該当する人は申請により医療費の助成を受けることができます。

☒▶未婚か配偶者と死別・離婚し、現在婚姻をしていない▶配偶者の生死が不明▶配偶者が海外にいて扶養を受けられない▶配偶者の精神・身体に障がいがあり、長期間労働力を失っている

※6月1日(月)現在、すでに受給している人は6月30日(火)までに申請してください。7月以降に申請した場合、資格の発生は申請日の翌日からとなります。

☎子育て支援課 ☎983・2712

児童手当を振り込みます

📅6月15日(月)

対象月 2月～5月(4カ月分)

児童手当などの「現況届」の提出をお願いします

6月以降も手当を受給できるかどうかを確認するため、「現況届」の提出が必要です。対象となる人へ6月初旬から中旬にかけて書類を郵送しますので、必要書類を添えて忘れずに提出してください。

提出期限 6月30日(火)

対象 5月まで児童手当または特例給付を受給している人

提出方法 郵送(新型コロナウイルス感染症対策として今年度は集中受付会場は設けず、返信用封筒を同封します。)

※子育て支援課(市役所本庁舎2階)窓口でも提出可。

※書類に不備がある場合は再提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。

■共通事項

☎子育て支援課 ☎983・2712

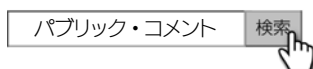
予告

10月実施分までの案件は、5月1日号に掲載しています
令和2年度パブリック・コメント実施予定(12月実施分まで)

パブリック・コメント制度について

市が基本的な政策などを策定する場合、市民の皆さまからご意見を伺い、それを考慮して最終案を決定します。その際に、寄せられたご意見に対する行政の考え方を併せて公表する制度です。

令和元年度の実施結果、令和2年度の意見の募集予定など詳細は、市ホームページから「パブリック・コメント」と検索してください。



■制度の目的

行政運営の透明性の向上や市民の行政参画の機会拡充を図り、行政運営の公正を確保します。

■令和2年度パブリック・コメント実施予定

今後、広報みしまや市ホームページ、生涯学習センター、公民館などでお知らせしていきます。

案件名(案)	担当課	意見募集予定期間
第9次三島市高齢者保健福祉計画および第8期三島市介護保険事業計画	福祉総務課・介護保険課	12月9日～1月8日
三島市スポーツ推進計画(中間見直し)	スポーツ推進課	12月15日～1月15日
第6期三島市障害福祉計画・第2期三島市障害児福祉計画	障がい福祉課	12月15日～1月15日
三島市生涯学習推進プラン(中間評価)	生涯学習課	12月15日～1月15日
第4次三島市地域福祉計画	福祉総務課	12月16日～1月15日
三島市文化振興基本計画(中間見直し)	文化振興課	12月16日～1月15日
第2次三島市消費者教育推進計画	市民生活相談センター	12月25日～1月24日

※1月以降に実施が予定されている案件は、次月以降に改めてご案内します。

☎政策企画課 ☎983・2616